

狛江市環境政策課ツイッターアカウント運用ポリシー

平成 27 年 1 月 9 日

(目的)

第 1 条 このポリシーは、狛江市環境政策課がツイッターを市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター ツイッター社 (Twitter Inc.) が運営するインターネット上のサービスで利用者が「ツイート」とよばれるつぶやきを投稿し、双方向のやりとりを行うものをいう。
- (2) 狛江市環境政策課ツイッター 市が発信主体となり、「狛江市ソーシャルメディア活用ガイドライン (平成 26 年 12 月 25 日策定。以下「ガイドライン」という。) の規定に基づき、環境部環境政策課が運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント 利用するサービスにログインするための利用者権限のことをいう。
- (4) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針や取決めをいう。
- (5) 前各号に規定するもののほか、このポリシーにおいて使用する用語の意義は、ガイドラインの例による。

(運用・管理主体)

第 3 条 狛江市環境政策課ツイッターの運用主体は環境部環境政策課とし、アカウントの登録、情報発信、情報管理等を行い、また、運用の適切な管理運営を行うため、管理者として環境部環境政策課長を置く。

(アカウント)

第 4 条 狛江市環境政策課ツイッターのアカウント登録内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ユーザー名 komaekankyo
- (2) 登録メールアドレス kanseik@city.komae.lg.jp
- (3) その他の事項については、環境部環境政策課長が別に定める。
- (4) パスワードは、他のソーシャルメディアのパスワードと同一又は類似しないものとする。

(発信する内容)

第 5 条 狛江市環境政策課ツイッターは、次の各号に掲げる情報を発信する。

- (1) 環境政策課が発表した情報
- (2) 環境政策課が主催するイベント等の情報
- (3) 各種募集情報
- (4) その他環境部環境政策課長が適当と認める情報

2 情報発信した内容に誤りがあった場合は、直ちに発信した内容を削除するとともに、訂正した内容を改めて発信する。

(留意事項)

第6条 狛江市環境政策課ツイッターを運用していく上での留意事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公平、中立な立場であることを意識すること。
- (2) 閲覧者に不快感を与えないこと。
- (3) 市の施策、環境に関する施策に親しみをもって頂けるよう目指すこと。

(制限事項)

第7条 狛江市環境政策課ツイッターを運用していく上での制限事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 投稿者の投稿表示（フォロー）を行うこと。ただし、他課が運用する市公式アカウントやその他の公共機関等が運用する公式アカウントで、フォローすることにより市民への有益な情報提供に有効であると環境部環境政策課長が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 投稿者に対し、返信（リプライ）を行うこと。
- (3) 特定の事業者・個人に対する連絡手段として使用すること。

(なりすまし等の防止)

第8条 第三者によるなりすまし等を防止するため、狛江市環境政策課ツイッターのアカウント情報を市公式ホームページに常時掲載し、公式アカウントであることを明示する。

2 なりすまし等を発見した場合は、ただちに市公式ホームページ等において、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。

3 なりすまし等を防止するため、公式アカウントの認証取得申請を行う。

(アカウントの停止又は削除)

第9条 ツイッターのシステム上の問題や運用に支障を来たす事態が発生する等狛江市環境政策課ツイッターを継続して運用することが困難となった場合は、市公式ホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止又は削除することができる。

(遵守事項)

第10条 狛江市環境政策課ツイッターの運用にあたっては、市が別に定めるガイドラインを遵守する。

(その他)

第 11 条 このポリシーに定めるもののほか，必要な事項は別に定める。